

# 身体障害者手帳の交付申請について

## ●手帳申請に必要なもの

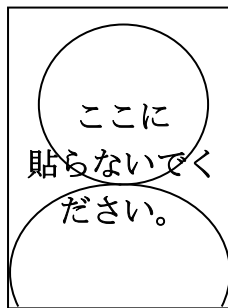
- 1 身体障害者手帳交付申請書
- 2 身体障害者診断書・意見書(都道府県または松本市が指定した医師である **15条指定医**が、提出日の2か月前までの期間内に作成したもの)  
※作成依頼前に、担当の医師が **15条**の指定医であるかご確認ください。
- 3 身体障害児(者)台帳付表
- 4 マイナンバーのわかるもの 及び 身元確認書類

窓口では職員がマイナンバー及び提出者(来庁者)の身元確認(本人確認、代理権確認)を行います。※顔写真が付いていない証明書は2点以上で確認を行います。

マイナンバーのわかるもの…個人番号カード、通知カード 等

身元確認書類…運転免許証 等 代理権…障害者手帳 等

- 5 本人の写真 1枚



- ・サイズ：縦4cm×横3cm
- ・脱帽して正面を向いているもの
- ・サングラス等をしていないもの
- ・撮影から一年以内のもの
- ・スナップ写真でも可(一人で写っているもの)
- ・ポラロイド写真は不可
- ・**写真は、家庭用のプリンターで印刷したものでなく、写真店でプリントしたもの**

※用紙全体の4割程度の大きさに、顔がはっきりと写っているものをご用意ください。また、写真の裏面に氏名を記入してください。

## ●提出先／申請に関する問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3-7

松本市役所 障害福祉課 障害福祉担当 (東庁舎1階)

TEL: 34-3212 (直通) FAX: 36-9119

※書類がそろっているものは、支所・出張所から転送することができます。

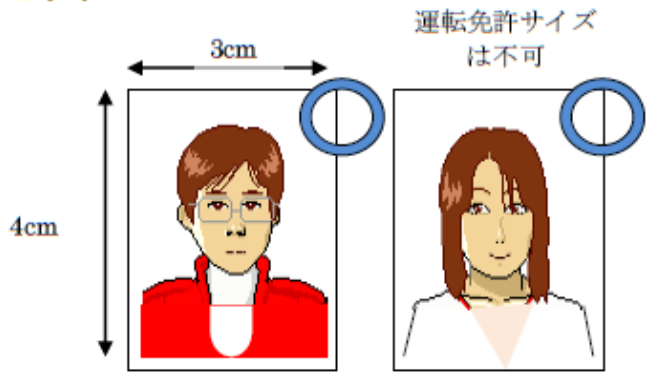
ただし、受付日は障害福祉課で確認した時点です。

## ●その他

- 1 交付についての審査は松本市が行います。交付までに要する時間の目安は2カ月～3カ月程度です。ただし、審査の過程で申請書や意見書の内容を確認し調整するため、さらに時間を要する場合があります。
- 2 決定後、松本市からご本人あてに手帳交付についての案内(交付時に必要な持ち物、場所等を記載したもの)を郵便でお届けします。
- 4 窓口で制度の説明(1時間程度かかる場合もあります。)を受け、手帳をお受け取りください。
- 5 非該当の場合、結果を通知でお知らせいたします。

# 身体障害者手帳用の提出写真について

申請書に添付していただく写真は、そのまま身体障害者手帳に使われ、公の証明となるものです。



写真ウラには、氏名、市町村名をご記入ください。

## 好ましくない事例



帽子をかぶっている  
※医療上、宗教上の着帽は、顔が判別できれば可。

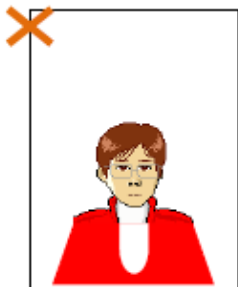


髪の毛に顔が隠れている



サングラスをかけている

視覚障害の方で、半透明なメガネの場合にはご相談ください。



顔が小さい、写真サイズが小さい、上部が開きすぎ



背景で顔がよくわからない



顔が暗くて判別できない



他の人が写っている。人形、ペットも不可

幼児等で大人に抱かれ、大人の顔が写っていないもの（胸部のみ写っている）は使える場合もありますのでご相談ください。



顔が大きく写りすぎ



現在



若いときの写真、古い写真

その他の好ましくない事例  
インクジェットプリンター印刷、ブリクラ、パスポート写真等再利用、家庭用インスタント写真、不鮮明な画質、携帯電話で撮った低画質な写真。

家庭用デジタルカメラで撮影したものは、写真店などで、プリントし画質が鮮明で証明用条件を満たしていれば受け付けます。

酸素吸入を行なう「鼻カニューレ」使用で、お顔が判別できるものは受付可能なのでご相談ください。